



SuMi TRUST年金ニュース



(平成27年4月6日)

三井住友信託銀行 年金企画部

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の 閣議決定・国会提出について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が平成27年4月3日、閣議決定され、国会に提出されました。本法案の概要についてご案内いたします。

<「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」は下記リンク先からご確認いただけます>
厚生労働省ホームページ（第189回国会（常会）提出法律案）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

I 概要

1. 改正の目的

今般の法改正は、企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備することを目的としております。

2. 社会保障審議会企業年金部会での議論との関係

本法案は昨年6月から本年1月にかけて計12回開催された社会保障審議会企業年金部会における議論(*1)を踏まえた内容となっております。また、同部会の議論の中で税制に関わるもののうち「平成27年度税制改正大綱」(*2)において措置を行うとされた事項も含まれております。

(*1) ご参考：[平成27年1月22日付SMTB年金ニュース](#)

(*2) ご参考：[平成27年1月5日付SMTB年金ニュース](#)

3. 施行日

本法案の施行日は改正事項により異なります。次頁以降の「主な改正内容」において個別にご案内いたします。

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-6256-3581

II 主な改正内容

1. 企業年金の普及・拡大

企業年金の普及及び拡大を目的として以下のとおり、**中小企業向けの制度を創設**することや**DC掛金の拠出限度額を年単位化**するとしています。※平成27年度税制改正関係（簡易型DC制度の創設を除く）

改正事項	内容	施行日
①簡易型DC制度の創設	従業員数が100人以下の企業を対象に、 <u>DC制度の設立手続き時の提出書類を簡素化*</u> し、行政手続を金融機関に委託可能とする「簡易型DC制度」を創設する。 *「運営管理機関契約書」や「資産管理契約書」等の設立書類を半分以上に省略。	公布の日から2年以内で政令で定める日
②個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設	企業年金を実施していない従業員数が100人以下の企業を対象に、 <u>個人型DCに加入している従業員に対し、事業主が追加で掛金拠出*</u> を可能とする「小規模事業主掛金納付制度」を創設する。 *拠出限度額：個人型DC加入者の掛金と事業主の追加掛金との合計で年額27.6万円	公布の日から2年以内で政令で定める日
③DC掛金の拠出限度額の年単位化	企業型、個人型共に柔軟な拠出を可能とするため、 <u>DC掛金の拠出規制単位を現行の月単位から年単位に変更</u> する。 *例えば、他の企業年金のない企業型DCの場合の限度額は、現行の「月額5.5万円」から「年額66万円」となり、賞与時等に使い残し分の一括拠出等が可能となる。	平成29年1月1日

2. ライフコースの多様化への対応

ライフコースの多様化への対応を目的として、**個人型DCの加入可能範囲の拡大**や**年金資産の持ち運び（ポータビリティ）の拡充**を行うとしています。※平成27年度税制改正関係

改正事項	内容	施行日
①個人型DCの加入可能範囲の拡大	個人型DCにおいて、「 <u>第3号被保険者</u> 」や「 <u>企業年金加入者*</u> 」、「 <u>公務員等共済加入者</u> 」を新たに加入可能とする。 *企業型DC加入者については、規約において定めた場合に限られる。なお、その場合には企業型DCの拠出限度額は以下のとおり減額される。 ①企業型DCのみの場合：年額66万円→年額42万円 ②企業型DC+確定給付型年金の場合：年額33万円→年額18.6万円	平成29年1月1日
②制度間ポータビリティの拡充	<u>DB・DC等の制度間の資産の移換（ポータビリティ）の対象範囲を拡充</u> する。現行認められていない、企業型DC・個人型DCからDBへの移換や企業型DC・DBと中退共との間の移換*等を認める。 *事業再編による合併や中小企業でなくなった場合等の要件有。	公布の日から2年以内で政令で定める日

3. DCの運用の改善

DCにおける運用の改善を目的として、以下に掲げる措置を講じるとしています。

改正事項	内容	施行日
①継続投資教育の努力義務化	現行、「配慮義務」となっている <u>継続投資教育を「努力義務」とする。</u>	公布の日から2年以内で政令で定める日
②運用商品提供数の抑制	<u>運用商品提供数について一定の制限*を設ける。</u> （現行は規制なし。） *1 具体的な数は政令で定める。 *2 経過措置有。施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限の対象外とする。	公布の日から2年以内で政令で定める日
③運用商品除外規定の整備	<u>運用商品を除外する際、現行では、運用商品選択者全員の同意が必要であるところ、運用商品選択者の一定割合（3分の2）以上の同意*とする。</u> * 経過措置有。施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、従前とおり全員の同意取得を要する。	公布の日から2年以内で政令で定める日
④多様な運用商品の提示を促進するための措置	運用商品提供に係る規定について、現行、「①少なくとも3つ以上の運用商品の提供義務、②1つ以上の元本確保型商品の提供義務」となっているところ、「 <u>リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供義務</u> 」に1本化する。（元本確保型商品は、提供義務から労使の合意に基づく提供に変更。）	公布の日から2年以内で政令で定める日
⑤あらかじめ定めた運用方法（いわゆるデフォルト商品による運用）に係る規定の整備	現行、デフォルト商品による運用についての規定は法律上存在しないところ、「 <u>指定運用方法</u> 」として法律上にその基準*を定める等の規定の整備を行う。 * 長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして省令で定める基準に適合するもの。なお、「指定運用方法」の設定は運営管理機関・事業主の任意。	公布の日から2年以内で政令で定める日

4. その他

その他、現行制度の改善事項として、以下に掲げる措置を講じるとしています。

改正事項	内容	施行日
①DBからDCに資産を移換する際の同意要件の緩和	DBの一部をDCに移換する際の要件として、現行、(1)「DCに移換する者の1/2の同意」及び(2)「DCに移換しない者の1/2の同意」を得ることが課されているところ、DCに移換しない者のみからなる事業所について、移換元DBの掛金が増加しない場合、(2)の同意を不要とする。	平成27年10月1日
②DBの実施事業所の増減に係る手続きの見直し	DB基金又は事業主が、その実施事業所を増減させようとする場合には、現行、当該増減させようとする事業所の事業主及び労働組合等の同意が必要であるところ、DBを継続することが困難な事業所については、厚生労働大臣の承認を得ることで、当該事業所の同意なしでDBから脱退させることができるようにする。	平成27年10月1日
③運営管理機関の委託に係る事業主の努力義務	委託する運営管理機関を5年ごとに評価し、検討を加え、必要に応じてこれを変更すること等を努力義務とする。	公布の日から2年以内で政令で定める日
④企業年金連合会への投資教育の委託	企業型DCの実施事業主は、DCの投資教育について、 <u>企業年金連合会への委託により実施することを可能とする。</u>	平成27年10月1日
⑤国民年金基金連合会への広報業務の追加	個人型DCの加入可能範囲の拡大に伴い、国民に対する個人型DC等の周知・広報の強化のため、個人型DCの実施主体である国民年金基金連合会が行う業務に「個人型DCの啓発活動及び広報活動を行う事業」を追加する。	平成29年1月1日

以上